

令和5年度

法人事業計画書

社会福祉法人 豊徳会

目 次

1. 法人の基本理念	3
2. 2023年度の事業方針・重点的取り組み課題	4~6
3. 事業所一覧	7
4. 評議員・役員等及び運営協議会委員の構成	8
5. 法人評議員会、理事会、運営協議会開催計画	8
6. 法人借入金償還計画	8
7. 管理職・主任課長職配置	9
8. 各施設職員配置計画	10
9. 各施設利用者状況	11
10. 本部業務計画	12~14
11. 各事業所、事業計画	15~39

1. 法人の基本理念

社会福祉法人豊徳会は「障がい者及び高齢者の方の支援を通して『共に生きる』」をモットーに心と心でつながったより暖かい社会の創造を目指します。

2. 2023年度の事業方針・重点的取り組み課題

基本方針

昨年より第二次『豊徳会』総合計画の事業運営が始まりました。第二次総合計画を計画通り進めていきます。また、社会福祉充実残額を明確にし、計画推進重点5項目を主に更なる法人各事業の充実を図ります。特に事業所「デイサポートみろく」「ジョブサポートみろく」「きらり」の通所事業部一体化や給食事業部の活動充実・法人統括事務組織及び活動の充実と、法人発足の基礎となった「みろく園」の老朽化による建て替えに向け具体的検討を開始します。

重点項目への推進計画

I 法人組織の強化

➤ 推進委員会

新年度に伴い推進委員会委員の再選を行い、計画推進を推進する。

五か年計画推進のため、五か年計画の進捗状況報告及び事業内容報告を毎月行う。

構成員

芦馬謙二	理事長
梶井良二	業務執行理事
園田ちひろ	顧問
岩丸博	相談支援センター、センター長
青柳英則	みろく園、施設長
坂本健一	総合施設長・第二みろく園、施設長
井戸紳介	デイサポートみろく、所長
月森隆史	ジョブサポートみろく、所長
浦田浩三	児童発達支援センターきらり、センター長
野村祐治	きらり直方、センター長
山本勉	地域支援センター、センター長
香月三穂	給食事業部、部長
松村秀幸	本部、部長
坂本朋子	本部、事務局長

各部会・委員会ワーキング

部会組織の再編と委員会に新たにワーキンググループを編成し具体的取り組みを行う。

➤ 財務検討部会

法人の社会福祉充実残額を算出し新たな投資計画（法人サービス向上等）を作成し推進委員会に提案する。

新たな事業指定や各種加算制度を研究し財源確保に努める。

➤ 法人請求・利用者支援記録の新規ソフト導入

請求ソフトのメンテ終了に伴う新ソフトの導入を行い一定期間の指導を行う。

Ⅲ 人材力の強化

平成 29 年度からの健康経営優良法人取得の為、職員に対して積極的な健康維持・増進に努める。
平成 30 年度福岡県健康経営優良法人として認定。今後も健康維持増進に努める。

➤ 人材育成部会

部会活動を通じて下記の研修等を企画し実施する。

マイナビ等によるインターネットによる職員募集・求人パンフレットを作成し求人促進を行う
人材定着・育成の為の研修実施・・・予算として、@30,000 円×200 名の職員研修予算を計上し
ます。

人材育成、スケジュール

4 月	新人研修（入職日）
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	クローバープラザ面談会 満 3 年職員研修
9 月	
10 月	新人研修 2 回目
11 月	満 5 年職員研修 満 7 年職員研修
12 月	
1 月	内定者勉強会
2 月	クローバープラザ面談会
3 月	▼

※新人研修・満 3 年・満 5 年・満 7 年職員研修は外部講師へ委託し毎年実施する。

Ⅳ 実行力の強化

➤ 経営企画室

5 か年計画の実施に伴い、全体的な計画の協議や法人内の労務・総務・経理など協議を行う。

1. デイサポートみろく・ジョブサポートみろく・児童発達支援センターきらり・給食センターの建て替えなどの用地選定・予算計上などを行う。
2. 法人の SDGs 取り組み内容の明確化

➤ サービス向上部会

各事業所のサービス向上の為ワーキンググループを編成しサービスごとの課題に取り組みます。

各事業所における相談等の窓口業務について対応マニュアル等を作成し各事業所へ周知し窓口業務担当者研修を実施する。

➤ 特別委員会(プロジェクト委員会)

- ① みろく園建て替えプロジェクト委員会を発足、移転候補地・平面計画・建て替えに伴う事業費等の検討を開始する。

- ② ジョブサポートみろく、カレー事業における、売り上げ促進に向けてのプロジェクトを発足
- ③ 給食センター設置検討委員会を発足し、一括調理や冷凍保存などの活用などにより、慢性的な調理員不足や調理員の働き方改革に向けて取り組みを検討する。

V 社会貢献活動

『豊徳祭』開催実行委員会を発足し地域住民の交流の場を提供する。

県・市町村による委託事業の受託に伴い社会貢献活動を実施する。

法人連携協議会活動に参加し社会貢献活動を実施する。具体的には下記の項目について実施する。

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 地域交流活動提供事業 | ② 地域に身近な福祉相談窓口事業 |
| ③ 要支援サポーター育成事業 | ④ 災害時要援護者等支援事業 |
| ⑤ 地域パトロール推進事業 | ⑥ 福岡ライフレスキュー事業 |
| ⑦ 外国人人材による人材確保 | ⑧ 相互補助 |

各事業所による社会貢献

➤ 社会貢献委員会

各事業所での地域住民を巻き込んだ交流事業の開催及び清掃活動計画・実施の行い令和元年度事業報告で報告するように周知する。

➤ その他

災害や感染症の対策として、業務継続計画（BCP）の策定に向け、各事業所にて協議を行う

3. 組織図表

事業所名	主な業務内容	連絡先
法人本部	法人統括業務 給食事業部 中津原豊徳太陽光発電所	〒822-1211 田川郡福智町伊方 638 Tel0947-22-7705 fax 0947-22-7706
相談支援センター	障がい者支援センター くれそん ・一般相談支援事業 ・計画相談 ・障害児等療育支援事業	〒825-0004 田川市大字夏吉 4205-3 Tel0947-46-9503 fax 0947-46-9506
	福岡県発達障がい者支援センター ゆう・もあ ・相談支援・発達支援 ・就労支援 ・普及・啓発・研修等	〒825-0004 田川市大字夏吉 4205-7 Tel0947-46-9505 fax 0947-46-9506
	福岡県障害者就業・生活支援センター じゃんぷ ・窓口相談・フォローアップ ・就労支援・生活支援 ・職業評価・職場開拓、実習	〒825-0004 田川市大字夏吉 4205-3 Tel0947-23-1150 fax 0947-46-9506
障がい者支援施設 みろく園	・生活介護・施設入所支援 ・短期入所/日中一時	〒822-1211 田川郡福智町伊方 610 Tel0947-22-5233 fax 0947-22-5546
障がい者支援施設 第二みろく園	・生活介護・施設入所支援 ・短期入所/日中一時	〒822-1211 田川郡福智町伊方 617-3 Tel0947-48-3281 fax 0947-22-3691
多機能型生活介護支援事業所 デイサポート みろく	・生活介護・日中一時 ・放課後等デイサービス	〒822-1211 田川郡福智町伊方 663-1 Tel0947-22-6055 fax0947-22-6116
多機能型就労継続B型事業所 ジョブサポート みろく	・就労継続A型、B型 ・就労移行支援 ・就労定着支援	〒822-1212 田川郡福智町弁城 2641-6 Tel0947-22-3221 fax 0947-22-3227
児童発達支援センター きらり	・児童発達支援(未就学) ・放課後等デイサービス ・日中一時 ・保育所等訪問事業	〒822-1101 田川郡福智町赤池 240-4 Tel0947-28-5512 fax 0947-28-5513
児童発達支援センター きらり直方	・児童発達支援(未就学) ・放課後等デイサービス ・日中一時	〒822-0001 直方市感田 3456-2 Tel 0949-28-8490 Fax 0949-28-8491
地域支援センター	田川支援センター おあしす ・居宅介護	〒822-1011 田川郡福智町赤池 409-12 Tel0947-23-2777 fax 0947-23-2781
	グループホームみろく 指定共同生活援助事業	〒822-1011 田川郡福智町赤池 409-12 Tel0947-28-2477 fax0947-85-8107
	グループホームあかいけ 認知症対応型共同生活介護事業	〒822-1011 田川郡福智町赤池 409-13 Tel0947-85-8326 fax0947-85-8327
	すみれ館 地域交流スペース	〒822-1101 田川郡福智町赤池 409-3

4. 評議員、役員等及び運営協議会委員の構成

評議員	理事	監事	運営協議会委員
7名	6名	2名	6名

5. 法人評議員会、理事会、運営協議会開催計画

評議員会	令和5年6月23日(金)	前年度事業報告・会計決算報告・その他
	令和6年3月22日(金)	次年度事業計画・次年度予算案・その他

理事会	6月第一金曜日	前年度事業報告・会計決算報告・評議員会議案
	8月第三金曜日	事業報告
	12月第二金曜日	事業報告
	3月第一金曜日	次年度事業計画・次年度予算案・評議員会議案

運営協議会	令和5年2月16日(金)	次年度事業計画、意見交換
-------	--------------	--------------

6. 法人借入金償還計画

(円)

借入先	期首残高	当期償還額	借入残額	借入事業所
福岡銀行	4,050,000	2,700,000	1,350,000	GHみろく、まごころ館及び事務所
福岡銀行	26,768,000	2,352,000	24,416,000	第三みろく荘、建物
福岡銀行	32,702,000	7,704,000	24,998,000	GHあかいけ、2棟目
福祉医療機構	26,784,000	2,976,000	23,808,000	GHあかいけ、1棟目
北九州銀行	13,130,000	6,840,000	6,290,000	食品工場
福岡銀行	43,136,000	7,008,000	36,128,000	きらり直方、建物
福岡銀行	1,599,200	400,800	1,198,400	きらり直方、遊具
福岡銀行	164,453,630	23,564,531	140,889,099	太陽光発電設備一式
計	312,622,830	53,545,331	259,077,499	

7. 管理職・主任課長職配置

法人本部			
理事長	芦馬 謙二	本部課長事務員	下村 亮平
業務執行理事	靱井 良二	本部課長事務員	永井 麻美
本部、部長	松村 秀幸	本部事務員	浦田 尚美
事務局長	坂本 朋子	本部事務員	中野 奈央

	相談支援センター	みろく園	第二みろく園	デイサポートみろく	ジョブサポートみろく
管理者	岩丸 博	青柳英則	坂本健一	井戸紳介	月森隆史
副管理者	重森裕樹	宮下増美	眞鍋記代子		原田茂樹
課長	松岡真由美 高橋和也	渡邊裕介 神田俊広	白川悌 岩本恵 廣瀬公教	下村亮平	衛藤聖子 植田祐一
主任	城戸弘美 宮崎唯菜	木下悠未 沖島麻耶 山田慎一 坂本奈美 植田明美 高橋直也	木村里菜 上赤卓司 池田知佳 今村哲也	石田康真 深野綾香 齊藤昌子 岸本洋平	安永雅幸 黒田康之

	児童発達支援センタ 一きらり	児童発達支援センタ 一きらり直方	地域支援センター	給食事業部	太陽光発電事業	田川基幹相談 支援センター
管理者	浦田浩三	野村祐治	山本 勉	香月三穂	月森隆史	芦馬和美
副管理者						
課長	山本知恵		宮崎大輔 衛藤直弥	芦馬尚子		山崎久美
主任	田中秀志	尾崎カンナ 谷口栄子 高倉千尋	西田弘文	西原久美子 金子日菜恵		久米隆広 深野脩平

8. 各施設職員配置計画

施設名	相談支援センター	みろく園	第二みろく園	デイサポートみろく	ジョブサポートみろく
管理者	2	2	1	1	1
事務員	1	1	1	1	1
サービス管理責任者		1	1	2	1
生活支援員		36	35	18	4
保育士			0	3	
職業指導員			0		6
就労支援員			0		1
目標工賃達成指導員			0		1
介護員			1		
看護師		2	3	1	
相談支援専門員	11		0		
生活相談員	2		0		
介護支援専門員			0		
管理栄養士		1	1		
調理員			0		
世話人			0		
PT.OT.ST		1	1	1	
嘱託医		1	1	1	
その他契約		1	0	2	8
合計	16	46	45	30	23

施設名	きらり	きらり直方	地域支援センター	給食事業部	太陽光発電事業	基幹相談センター
管理者	1	1	2	1	1	1
事務員	1	1	2	1	1	
サービス管理責任者			2			
児童発達支援管理責任者	2	2				
生活支援員			11			
指導員		1				
保育士	8	9				
介護員			9			
看護師			2			
柔道整復師		1				
相談支援専門員						3
介護支援専門員			1			
管理栄養士	1	1				
調理員	1		2			
世話人			17			
PT.OT.ST	1.5	2				
公認心理師	1					
その他契約	4		24		1	
合計	20.5	17	73	2	3	4

各施設、ホーム利用者状況（2023年4月1日見込み）

	みろく園		第二みろく園		デイサポートみろく				ジョブサポートみろく					
					生活介護		放デイ		A型		B型		移行	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
入所	60	59	50	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通所		1		7	40	46	10	18	10	9	40	70	10	6
短期入所	4		5	11										
日中一時	4		5	1	4	4								
合計	68	60	60	69	44	50	10	18	10	9	40	70	10	6

	きらり				きらり直方			
	児発		放デイ		児発		放デイ	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
入所	-	-	-	-	-	-	-	-
通所	28	33	10	14	24	35	10	14
短期入所								
日中一時	5	18			5	13	-	-
合計	33	51	10	14	29	48	10	14

	地域支援センター													
	みろく荘		第二みろく荘		やはた荘		えがお館		まごころ館		わかば館		げんき館	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
入所	8	8	6	6	7	7	7	7	6	6	7	7	4	4
通所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
短期入所														
日中一時														
合計	8	8	6	6	7	7	7	7	6	6	7	7	4	4

	グループホームあかいけ			
	①		②	
	定員	現員	定員	現員
入所	9	8	9	9
通所	-	-	-	-
短期入所				
日中一時				
合計	9	8	9	9

9. 本部業務計画

法人全体の運営を視野に入れ、担当職員が協力体制をとり、関係部署との連携を密にして予定通りに計画を実施する。

<労務課>

①基本方針

法人全体の労務管理を行う事から、法人顧問社会保険労務士と連携を行い、適正に管理を行う。

豊徳会 本部 年間予定表(労務)

月	日付		その他
4月	1日 3日 15日 末日	人事評価 開始 新規採用職員及び昇格者 辞令交付式 永年勤続表彰 異動辞令 令和5年度処遇改善加算・特定処遇改善加算計画 届出 退職共済掛金対象職員 届出	
5月	中旬 中旬 末	健康診断・ストレスチェック 実施 労働保険料 年次更新 人事評価結果 審議	
6月	中旬 中旬 末	夏期賞与額・特定処遇改善金支給額 決定 定期昇給 確定・辞令 作成 令和5年度 処遇改善金支給方法 決定	
7月	5日 10日 末	夏期賞与 支給 社会保険料 賞与支払報告 社会保険 算定基礎届 提出 令和4年度 処遇改善加算・特定処遇改善加算報告 提出	年次有給休暇、確認
8月	8月13~15	特別休暇	
9月	末	人事評価 開始	
10月		豊徳祭	年次有給休暇、確認
11月	上旬 中旬 中旬	人事評価結果 審議 特定業務従事者 健康診断 冬期賞与額・特定処遇改善加算支給額 決定	
12月	3日 下旬 12月29日	冬期賞与 支給 社会保険料 賞与支払報告 36協定 提出 仕事納め	
1月	1月4日	仕事始め式	年次有給休暇、確認・計画付与の実施
2月			
3月	末	年度末賞与 支給 社会保険料 賞与支払報告	

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

<総務課>

豊徳会 本部 年間予定表(総務)

月	日付		その他
4月	4月3日 4月4日 4月上旬	新規採用職員及び昇格者 辞令交付式 永年勤続表彰 異動辞令 社会福祉総合保険、更新手続き 福岡県・市町村関係機関 あいさつ回り スポーツ保険・従事者保険申請	毎月1回、産業 求人説明会 医巡回指導 いきいき春号
5月	5月上旬 5月中旬 5月26日	法人監事監査・理事会・評議員会 案内準備 事業所評価 面談実施 特殊業務従事者 健康診断 実施 豊徳会 監事監査	
6月	6月上旬 6月9日 6月23日 6月末 6月下旬	事業所評価 結果検討 理事会(事業報告・決算報告・充実計画) 評議員会(事業報告・決算報告など) 障がい者・高齢者雇用状況報告書 提出 現況報告書 提出	お中元・暑中見舞い 準備
7月	7月1日	辞令交付 合同研修会	いきいき夏号
8月	8月13~15 8月20日	特別休暇 理事会(第一四半期)	
9月			
10月	10月1日	自動車保険、更新手続き 豊徳祭	いきいき秋号
11月	11月中 中旬	職員インフルエンザ予防接種 健康診断・ストレスチェック 実施	お歳暮・年賀状準備
12月	12月17日 12月29日	理事会(第二四半期) 仕事納め	
1月	1月4日 1月上旬	仕事始め式 福岡県・市町村あいさつ回り	いきいき冬号
2月	2月25日	運営協議会	
3月	中旬 3月4日 3月25日	合同研修会 職員昇格者・異動者 掲示 理事会(次年度事業計画案・次年度予算案・役員賠償保険等審議) 評議員会(事件度事業計画案・次年度予算案等審議) ※永年勤続表彰者 確認	新規採用職員オリエンテーション

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

<経理課>

豊徳会 本部 年間予定表(経理)

月	日付		その他
4月	4月1日 4月初旬 4月末 4月27日	新規採用職員及び昇格者 辞令交付式・永年勤続表彰 異動辞令 決算準備 全口座の残高証明書取得 各事業所会計確定日 互助会へ前期分振込・年間福利厚生費本部へ振替	神崎会計事務所、監査 (毎月第4週木曜日)
5月	5月末 5月末	決算確定(会計事務所、年度末監査) 理事会・評議員会資料作成 消費税納付期限 退職共済掛金	
6月	6月末	未収金確認(前年度) 県提出書類作成 賞与の適性金額確定	
7月	7月末	公益法人等の決算書類提出(税務課)	
8月	8月13日~15日	特別休暇 未収金確認(4半期ごと)	
9月	9月中旬	半期に向けた予算組の準備	
10月	10月中旬 10月30日	半期決算・補正予算組 豊徳祭 互助会へ後期分 振込	
11月	11月初旬 11月末	補正予算作成 理事会・評議員会資料作成 賞与適性金額確定 年末調整本部提出期限 消費税中間納付期限 未収金確認(4半期ごと)	
12月	12月初旬 12月末 12月29日	年末調整確定 冬期賞与 補正予算・次年度予算案 本部提出期限 仕事納め	
1月	1月4日 1月末	仕事始め式 法定調書提出・給与支払報告書提出・償却資産申告 予算取りまとめ	
2月	2月初旬 2月末	予算ヒアリング 予算の確定 未収金確認(4半期ごと)	
3月	3月初旬	理事会・評議員会資料作成 年度末締めに関する特殊事項(資金移動等)	

各事業所 事業計画

事業所一覧

サービス名	事業所名	
1 障がい者支援施設	1 障がい者支援 みろく園	P16～18
	2 障がい者支援 第二みろく園	P19～P20
2 障害福祉サービス事業	1 相談支援センター くれそん	P21
	2 デイサポートみろく	P21～P23
	3 ジョブサポートみろく	P24～P25
	4 児童発達支援センターきらり	P25～P26
	5 児童発達支援センターきらり直方	P26～P27
	6 地域支援センター ・グループホームみろく ・おあしす ・グループホームあかいけ	P27～P29 P29～P31 P31～P33
3 公益事業	1 就業・生活支援センター じゃんぷ	P33～P34
	2 ゆう・もあ	P34～P35
4 収益事業	1 中津原太陽光発電事業	P35
5 その他	1 給食事業部	P36
	2 すみれ館	P37～P39

1-1 障がい者支援施設 みろく園（生活介護事業・施設入所支援事業）

(1) 基本方針について

「社会参加を応援」～利用者一人ひとりの意思を尊重し、個性と特性を把握した可能性を伸ばす支援を行います。

「暮らしの質の向上」～利用者の安全と安心と快適を守り、笑顔で充実した生活をおくれる支援を行います。

「意思決定支援の充実」～利用者の意思決定のための機会・場面を多く設定し、自立と自己実現に向けた支援を行います。

(2) 運営の方針

- ① 事業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、適切な方法で「意思決定」を支援した上で個別支援計画を作成し、それに基づき利用者に対して障害者支援施設サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価その他の措置を行い、適切かつ効果的な施設障害福祉サービスの提供を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ④ 前三項のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 重点目標

① みろく園建替え計画

みろく園本館は築40年を超えて老朽化が進んでいる。出来るだけ早い時期の建替えを実現できるよう平面計画や国庫補助申請をはじめ、様々な準備を進めるように計画している。

「法人みろく園建替え計画プロジェクト委員会」及び「みろく園職員建替えプロジェクト委員会」

② 利用者支援技術・意識の向上

様々な特性を持った利用者の支援を行う為、支援者の知識や技術の向上を図る取り組みを行うと共に利用者の権利擁護・虐待防止に関する研修を行い意識の向上を図る。

③ 新型コロナウイルス感染症に関して

「施設に持ち込まない・拡げない」を掲げ、その対策に取り組み、利用者の日課や楽しみ、生きがい等を狭めない支援に努める。万が一施設内で発症者が出た場合は、決められた手順に従い対応する。

(4) 利用者支援

① 生活介護・施設入所支援・短期入所

1. 日中活動支援（生活介護）

- ・常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排泄、食事の介助等を行うと共に、創作的活動の機会を提供する。また、利用者のニーズに合った専門療育を実施する。（個別療育・集団療育）
- ・利用者の能力や意向に応じた活動班を構成し実施する。

編成 イ あおぞら班 ロ わーく班 ハ すまいる班 ニ リハビリ班

- ・日中活動を含む日課の構築（生活の保障、衣・食・住・働く・楽しむ）

2. 施設入所支援（夜間及び休日等実施サービス）

- ・常に介護を必要とする人に、主として夜間において排泄、食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活（入浴（清拭）・離床・着替え・整容等）上の介護等の支援を適切に行う。

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

4. 社会生活上の便宜の供与

- ・利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、必要に応じ利用者の同意を得て代行する。

5. 食事の提供

- ・管理栄養士を置き、食事提供を希望する利用者の心身の状態に合わせ献立を作り、それを基にして家庭的で暖かい環境での食事を提供する。また、栄養ケアマネジメントを実施する。

6. 余暇及びレクリエーション行事

- ・利用者が充実した日常生活を送ることができるよう、行事や余暇活動を行う。

イ 年間行事、月間行事、週間行事 ロ クラブ活動 ハ 外出活動 ニ 余暇活動

7. 健康管理

- ・常に利用者の健康状況に注意するとともに、食事や運動等に配慮し、計画的に健康診断、定期検診等の支援を行う。
- ・利用者の日常生活動作の維持向上を目指し、支援時の配慮やリハビリ活動を行う。

8. 地域交流

- ・施設が地域に開かれたものとなるよう、地域の人々やボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

9. 権利擁護・虐待防止の取り組み

- ・利用者及び障がい児・者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。権利侵害と虐待を許さない施設運営を常に心がける。

② 年間計画 ※行事・ふれあいの日などは 社会状況等により中止・変更する場合があります

	主な行事 ※家族会との合同行事	家族会関係行事	地域行事
4月		ふれあいの日 (4/16) (家族会総会)	神社掃除
5月	※BBQ大会		美化運動
6月	スポーツ大会	ふれあいの日 (6/18) (茶話会)	美化運動
7月	七夕	ふれあいの日 (7/16)	美化運動
8月			神社掃除
9月	還暦祝い	ふれあいの日 (9/17)	美化運動
10月	※豊徳祭 ハロウィン	ふれあいの日 (10/15) (豊徳祭)	美化運動
11月	福智町文化祭 ※秋祭り	ふれあいの日 (11/19)	美化運動
12月	クリスマス&忘年会 ※餅つき大会	ふれあいの日(12/17) (餅つき大会)	神社掃除
1月	初詣		
2月	節分 ※活動報告会	ふれあいの日 (2/18) (活動報告会)	
3月	ひなまつり 花見	ふれあいの日 (3/17) (茶話会)	美化運動

① シーツ替え隔週に実施 ②全体朝礼・全体会は月の初め・終わりに実施 ③月1回大掃除を実施④月1回

- 区域掃除を実施 ⑤浴槽掃除は土・日実施 ⑥定例の職員会議は月末に実施 ⑦ケース会議は月1回実施
⑧定例主任・課長会議は、定期的に月1回実施 ⑨各委員会会議は随時行う ⑩月2回訪問歯科受診あり
⑪月3回絵画教室を実施 ⑫月1回茶道教室を実施

(5) 建物設備計画

本館老朽化もしくは、利用者の生活環境整備の為の修繕・改修工事等は適時行う。

(ア)建物・設備の老朽化による修繕・取替工事

(イ)公用車や利用者の利便性を図る為の整備

(ウ)みろく園敷地内の環境整備

(6) 短期入所事業

基本方針

利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭において、利用者に対し短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動の支援等を提供、又必要な家族支援を行う。

(7) 安全対策

①非常災害・防犯対策（防火・防災・防犯管理等）

非常災害・防犯に関する具体的な計画を立てておくと共に、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。防犯対策設備の設置や不審者への対策を行う。地震等の大規模災害に対する備え（非常食・備品等の備蓄）も強化する。

②安全衛生管理

日常生活や活動等における利用者、職員の安全と健康を確保するため、注意喚起等を組織的、計画的に推進すると共に、利用者や職員の意識向上に努める。

③安全運転管理

車両点検、安全運転教育を実施し、交通事故や交通ルール違反等の発生防止に努める。

④感染症対策

感染症を正しく理解し、施設利用について安易に制限、区別することなく、施設全体で取り組む感染予防に重点を置きながら、個々の利用者に即した対応を行う。

⑤無届外出による事故防止

利用者の無届外出には十分注意が必要で予防は当然のことであり、発生した場合も、その対処法を備えておき、速やかに対応できるように努める。

⑥事故発生時の対応

施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(8) 関係機関との連携

行政、その他指導機関、相談事業所やその他福祉サービス提供機関又は保健医療サービス等との連絡協議を行い、地域社会やボランティアとの交流を行う。

(9) 地域貢献

施設は、地域福祉の拠点となる活動を積極的に行い、地域の一員として地域活動や社会貢献に努める。

・福岡ライフレスキュー事業

・福智町社会福祉法人地域公益活動連携連絡協議会「福祉なんでも相談所（障がい）」

・福智町と「災害時要援護者等支援協定」を締結

・地域の美化運動、神社掃除、リサイクル活動など

1-2 障がい者支援施設 第二みろく園

(1) 基本方針

- ① 事業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、適切な方法で「意思決定」を支援した上で個別支援計画を作成し、それに基づき利用者に対して障害者支援施設サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価その他の措置を行い、適切かつ効果的な施設障害福祉サービスの提供を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ④ 前三項のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) 重点目標

- ① 将来の建替え及び改修を視野に入れて積み立てを実施
- ② 館内の構造化に着手し、高齢者支援に必要な設備を整える
- ③ 適正な職員体制により、高齢の障がい者のケアと、重度の障がい者のケアの両立を図る
- ④ 新型コロナウイルスに関しては、「施設に持ち込まない・拡げない」を掲げ、その対策に取り組む（法人においてはコロナ対策室、事業所では総合委員会で対応する）
万が一施設内で発症者が発生した場合は、決められた手順に従い対応する
- ⑤ BCPを作成し災害等により事業継続が困難な事態に陥らないよう対応する

(3) 利用者支援

① 生活介護・施設入所支援

1. 日中活動支援（生活介護）

- ・ 常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動の機会を提供する。また、利用者のニーズに合った専門療育を実施する。（個別療育・集団療育）
- ・ 利用者の能力や意向に応じた活動班を構成し実施する。

構成 イ、のぞみ班 ロ、なごみ班 ハ、ふれあい班 ニ、リハビリ班

- ・ 日中活動を含む日課の構築（生活の保障、衣・食・住・働く・楽しむ）

2. 施設入所支援（夜間及び休日等実施サービス）

- ・ 常に介護を必要とする人に、主として夜間において排泄、食事の介助、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活（入浴（清拭）・離床・着替え・整容等）上の介護等の支援を適切に行う。

3. 社会生活上の便宜の供与

- ・ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、必要に応じ利用者の同意を得て代行する。

4. 食事の提供

- ・ 管理栄養士を置き、食事提供を希望する利用者の心身の状態に合わせ献立を作り、それを基にして家庭的で暖かい環境での食事を提供する。また、栄養ケア・マネジメントを実施する。

5. 余暇及びレクリエーション行事

- ・ 利用者が充実した日常生活を送ることができるよう、行事や余暇活動を行う。

イ、年間行事、月間行事、週間行事 ロ、クラブ活動 ハ、外出活動 ニ、余暇活動

6. 健康管理

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

- ・ 常に利用者の健康状況に注意するとともに、食事や運動等に配慮し、計画的に健康診断、定期検診等の支援を行う。
- ・ 利用者の日常生活動作の維持向上を目指し、支援時の配慮やリハビリ活動を行う。

7. 地域交流

- ・ 施設が地域に開かれたものとなるよう、地域の人々やボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

8. 権利擁護・虐待防止の取り組み

- ・ 利用者及び障がい児・者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。権利侵害と虐待を許さない施設運営を常に心がける。

9. 地域貢献

施設は、地域福祉の拠点となる活動を積極的に行い、地域の一員として地域活動や社会貢献に努める。

- ・ 福岡ライフレスキュー事業
- ・ 福智町社会福祉法人地域公益活動連携連絡協議会「福祉なんでも相談所（障がい）」
- ・ 福智町と「災害時避難所」を締結
- ・ 地域の美化運動

② 建物設備計画

施設内の安全確保と設備の有効活用のため、施設設備及び備品の改修と充実を計画している。

- (1) プレハブ倉庫整備 (2) 老朽化エアコン一部取り換え (3) 安全・防犯対策(窓フィルム・門扉入り口整備)
(4) ITの活用 (5) 高齢の利用者に対応する施設内の整備

③ 年間計画

月	行事・内容	家族会関係	地域行事
4	令和4年度活動説明	ふれあいの日 16日(第3日曜)	
5		ふれあいの日 14日(第2日曜)	
6	夏の外出	ふれあいの日 18日(第3日曜)	
7	七夕	ふれあいの日 16日(第3日曜)	
8			
9		ふれあいの日 10日(第2日曜) 日帰旅行にはご家族も参加いただけます	
10	豊徳祭又は秋祭り	豊徳祭の日をふれあいの日とします	
11	文化祭	ふれあいの日 19日(第3日曜)	福智町文化祭
12	クリスマス会(外部施設利用)	ふれあいの日 17日(第3日曜)	
	もちつき会	もちつき会	
1	成人・還暦・長寿祝い		
2	節分	ふれあいの日 18日(第3日曜)	
	令和4年度活動報告		
3	ひな祭り	ふれあいの日 17日(第3日曜)	

※誕生会を行事として、年間を通じて実施する。(4月～翌年3月まで)

※社会参加の促進と、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、地域での文化祭、スポーツ大会や各種イベント開催など、地域交流する機会の拡大を図る。

※新型コロナウイルス等の対策は、令和2年度は通年行うため、外出行事やふれあいの日は感染症について注

意を払う。

(4) 短期入所事業

基本方針

利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭において、利用者に対し短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動の支援等を提供、又必要な家族支援を行う。

2-1 相談支援センター（くれそん）

◎ 相談支援センター くれそん

◎ 基本方針

- ①→「障がいのある方やその家族が安心して、また満足して生活できる地域づくり」の一助として、相談支援事業（障がい福祉サービス等の利用計画の策定、地域生活への移行に向けた支援）、障がい児等療育支援事業を実施する。

◎ 重点目標

- ①→田川地区障がい者基幹相談支援センターと連携し、田川地区における障がい福祉サービスの向上に努める。
②→障がい児等療育支援事業の広報に努め、療育支援を充実させていく。

◎ 利用者支援

- ①→計画相談支援～障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画案」を作成する。
サービス支給決定後は、各福祉サービス事業者等と会議、連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成する。
②→作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか、利用状況等についてモニタリングを定期的に行い、必要に応じて計画の見直しや、福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。
③→年間計画
- ・ 田川地区障がい者自立支援協議会 相談支援部会 毎月
 - ・ 田川地区障がい者自立支援協議会 事務局会議 毎月
 - ・ 福岡県支援事業受託施設連絡協議会 相談支援専門員部会 2か月に1回
 - ・ 香春町障がい者施策推進協議会委員
 - ・ 伝達会議 毎週
 - ・ 「人にやさしい町・田川をつくる会」専門員部会 第4金曜日
 - ・ 近隣圏域事業所の状況把握、事業紹介、連携
 - ・ 教育関連機関との連携
 - ・ 医療機関との連携

2-2 デイサポートみろく（生活介護事業・放課後等デイサービス事業）

(1) 基本方針

- ① 事業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、適切な方法で「意思決定」を支援した上で個別支援計画を作成し、それに基づき利用者に対して障害者支援施設サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価その他の措置を行い、適切かつ効果的な施設障害福祉サービスの提供を行う。

- ② 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ④ 前三項のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) 重点目標

- ・利用者のニーズに対応するため活動棟を整備し新たな活動内容を提供する
- ・移転、建て替え及び改修を視野に入れて積み立てを実施する
- ・新型コロナウイルス対策として、事業所に持ち込まないように対策を講じる

(3) 利用者支援

(1) 個別支援計画の作成／療育支援プログラムについて

- ・利用者の想い・希望する暮らしを踏まえて、サービス目標や内容を盛り込んだ個別支援プログラムを策定し、適正に生活介護支援サービス及び放課後等デイサービスを提供する
- ・就労に関する情報を提供し、希望がある方には他の支援機関と連携して個別支援計画を策定する
- ・個別支援計画作成、サービス提供においてサービス管理責任者を配置し支援を提供する
- ・利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえて、施設サービスの目標やサービス内容を盛り込んだ個別・集団療育支援プログラムを策定するとともに、そのプログラムに基づき、適切に施設サービスを提供する

(2) 日中活動支援（生活介護支援）（放課後等デイサービス）（日中一時支援）

- ・利用者の能力や意向に応じた各活動班を編成して継続的に訓練し、働く喜びが得られるように実施する
- ・日中活動を含む日課の構築（生活の保障、衣・食・住・働く・楽しむ）
- ・療育等支援事業の受け入れ、ボランティアの受け入れ
- ・編成 イ、農園班あおぞら ロ、療育班すまいる ハ、軽作業班はやと ニ、就労班すばる
ホ、みらい班（放課後等デイ）

◎ 生活介護（昼間実施サービス）

- ・常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動の機会を提供する
- ・専門療育を実施する（個別療育・集団療育）
- ・必要な利用者に対し、リハビリテーションを実施する

◎ 放課後等デイサービス（昼間実施サービス）

- ・活動方針 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流その他必要な支援を行う
- ・活動内容 宿題の支援（要望による）、遊戯・運動療育・リハビリ、制作活動、その他

(3) 社会生活上の便宜の供与

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、必要に応じて利用者の同意を得た上で代行する

(4) 食事の提供

食事提供を希望する利用者の心身の状態に合わせた献立を作り、それを基にして家庭的で暖かい環境での食事を提供する

(5) 余暇及びレクリエーション行事

- ・利用者が充実した日常生活を送ることができるよう、行事や余暇活動を行う。
イ、年間行事、月間行事、週間行事 ロ、クラブ活動 ハ、外出活動 ニ、余暇活動

(6) 健康管理

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

常に利用者の健康状況に注意するとともに、食事や運動等に配慮し、毎日のバイタルチェック、月に一度、定期検診を実施する。また、年に一回の歯科検診も実施する

(7) 地域交流

事業所が地域に開かれたものとなるよう、地域の人々やボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流または貢献に努める

(8) 日中一時支援

利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭において、利用者に対して事業所の利用を提供し、日常生活上の援助、日中活動の支援等を提供、又必要に応じて家族支援を行う

(9) 権利擁護・虐待防止の取り組み

利用者及び障がい児・者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる

施設内外での研修を定期的に行い、支援者としての自覚を促し、権利擁護・虐待防止のオピニオンリーダーを育成する。

(10) 意思決定支援の充実

利用者の意思決定のための機会・場面を多く設定し、自立と自己実現に向けた支援を行う

(4) 建物設備計画

- ・館内補修
- ・活動棟整備

(5) 年間計画

	主な行事	家族関係行事	地域活動
4月	班別外出		じゃが芋堀
5月	収穫祭・BBQ 行事	個別面談(中旬) 収穫祭・BBQ 保護者参加	じゃが芋堀
6月	歯科検診・花見行事 班別外出 利用者研修会(食中毒予防)		
7月	七夕・防火防災訓練 利用者健康診断(希望者)		
8月	ソーメン流し、スイカ割り		
9月	班別外出 嘱託医による職員研修	個別面談(上旬)	
10月	ハロウィン 豊徳祭	豊徳祭保護者参加	さつま芋堀り
11月	文化祭・芋ほり・クリーン作戦 インフルエンザ予防接種(希望者)	個別面談(上旬)	さつま芋堀り
12月	餅つき・クリスマス会	餅つき保護者参加	
1月	初詣、新年会		
2月	節分・防火防災訓練	個別面談(中旬)	
3月	ひな祭り		

2-3 ジョブサポートみろく (就労移行・就労継続B型・就労継続A型・就労定着支援事業・ワークダイバーシティー事業)

(1) 基本方針

- (ア) 事業所は、障害者に対し施設外就労又は生産活動(部品組立・施設管理・カレー工場・その他の作業)の機会の提供、利用者との雇用契約を締結し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- (イ) 就労継続支援B型・A型・就労移行・就労定着支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- (ウ) 就労継続支援B型・就労継続支援A型・就労移行支援・就労定着支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (エ) 前三項のほか、障害者総合支援法及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) 重点目標

就労移行事業

- (ア) 就職者 5名
- (イ) 利用者増 3名

就労継続B型事業

- ① 利用者増 5名
- ② 新規施設外就労先の確保
- ③ 平均工賃目標 25,000円

就労定着支援事業 新規登録者 10名

就労継続A型事業

- ① 新規作業開拓(除草業務)
- ② 環境美化作業の拡充

カレー事業部

- ① オリジナルカレーの拡販
- ② 製造委託業務の拡大

地域貢献 方城8区町内会活動に参加

ワークダイバーシティー事業 新規登録者 3名

(3) 利用者支援

事業所で行う就労支援(就労移行・就労継続A型・B型・定着支援)の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 利用者定員の増 就労移行・就労継続A型・B型個別支援計画の作成・定着支援の報告書作成
- (2) 基礎的体力、理解力、作業能力等の向上
- (3) 持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上
- (4) 職場における協調性の向上
- (5) 職場及び社会での規律の厳守
- (6) 職場への定着
- (7) 雇用関係への移行
- (8) その他

健康管理面の管理、身辺管理等・就業習慣確立、作業時等の不測の事態に対する対応
各種福祉サービスの把握 食事の提供 地域交流

年間計画

	主な行事 ※家族会との合同行事/(担当者)	家族会関係行事	地域行事
4月			
5月	親睦バーベキュー		
6月	利用者・職員対抗ソフトボール		
7月			町内除草
8月			

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

9月			
10月	バスハイク		
11月	利用者職員対抗スポーツ大会		
12月	忘年会		
1月	初詣(参拝のみ)		
2月			
3月			町内除草

2-4 児童発達支援センターきらり（児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援・保育所等訪問支援）

(1) 基本方針

- ① 事業所は、利用する児童が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- ② 児童発達支援等の実施に当たっては、利用児の保護者の必要な時に必要な児童発達支援等の提供ができるように努めるものとする。
- ③ 児童発達支援等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用児の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ④ 前3項のほか、「福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成24年福岡県条例第58号)に定める内容の他、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) 重点目標

- ① 児童発達支援ガイドラインを遵守し、事業を実施する。また、利用する児童の利益の確保を最優先に、家庭との連携を重視し、子どもの人権の擁護に努める。
- ② 放課後等デイサービスガイドラインを遵守し、事業を実施する。また、在籍する学校及び家庭との連携のもと、放課後等デイサービスにおける療育とは何かを考え、サービスを提供する。
- ③ 保育所等訪問支援事業を継続できるように、職員の確保並びに育成を行う。
- ④ 感染症対策に取り組み、感染症を予防する。また、感染症が発生した場合を想定し、職員及び保護者に周知する。
- ⑤ 災害対策に取り組み、非常災害に関する具体的な計画をたてておくと共に、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ⑥ 各種研修への参加を積極的に行い、職員の資質向上及び支援力の向上に努める。

(3) 利用者支援

- ① 児童発達支援事業 定員28名
- ② 放課後等デイサービス 定員10名
- ③ 日中一時支援事業 定員5名
- ④ 建物設備計画

屋根の防水改修工事を行い、今後も既存の建物を安心して使用できるようにする。

屋内遊具、屋外遊具、療育教材等の充実を図る。

将来の建て替えに向けて自己資金を貯蓄していく。また、建て替えプロジェクトチームで具体的

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

な内容を検討していく。

⑤ 年間計画

	主な行事 ※家族会との合同行事／(担当者)	家族会関係行事	地域行事
4月	入園式		
5月	歓迎遠足(園外保育)	保護者勉強会・交流会	美化活動
6月	定期健康診断(内科健診)	個別面談会(年長のみ)	
7月	七夕、きらり祭り(夕涼み会)		
8月		個別面談会(全員対象)	美化活動
9月	親子バス遠足	個別面談会(全員対象)	
10月	豊徳祭		
11月	運動会		美化活動
12月	定期健康診断(内科健診)、クリスマス会		
1月	初詣	児発療育参観(茶話会)	
2月	節分	個別面談会(年長以外) 放デイ療育参観(開放日)	
3月	ひな祭り、卒園式		

2-5 児童発達支援センターきらり直方(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)

(1) 基本方針

- ① 事業所は、利用する児童が、日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じ適切かつ効果的な指導及び訓練を行うこととする。
- ② 障がい児通所支援の実施にあたっては、利用児の保護者の必要な時に必要な障がい児通所支援の提供ができるように努めるものとする。
- ③ 障がい児通所支援の提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、障がい児の所在する市町村、他の障がい福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。
- ④ 前3項の他、児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年福岡県条例第58条)に定める内容の他、その関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) 重点目標

- ① 児童発達支援ガイドラインを遵守し、事業を実施する。また、利用する児童の利益の確保を最優先に、家庭との連携を重視し、子どもの人権の擁護に努める。
- ② 放課後等デイサービスガイドラインを遵守し、事業を実施する。また、在籍する学校及び家庭との連携のもと、放課後等デイサービスにおける療育とは何かを考え、サービスを提供する。
- ③ 保育所等訪問支援事業並びに障がい児相談支援事業を実施することができるよう、職員の確保並びに育成を行う。令和4年度は、職員配置基準より1名増の配置を行い、育成に努める。
- ④ 感染症対策に取り組み、感染症を予防する。また、感染症が発生した場合を想定し、職員及び保護者に周知する。
- ⑤ 災害対策に取り組み、定期的な訓練を実施する。また、災害発生に備えた備蓄を行う。
- ⑥ 研修への参加を積極的に行い、職員の資質向上及び支援力向上に努める。

(3) 利用者支援

- ① 児童発達支援事業 定員24名
- ② 放課後等デイサービス 定員10名

③ 日中一時支援事業 定員 5名

(4) 職員配置

共通	センター長 1名 事務員 1名 管理栄養士 1名
児童発達	児童発達支援管理責任者 1名 保育士(児童指導員) 6名 児童指導員等加配 1名 専門職等加配 1名 計10名
放課後等デイ	児童発達支援管理責任者 1名 保育士(児童指導員) 2名 児童指導員等加配 1名 専門職等加配(OT) 1名 計5名

	主な行事 ※ふれあいの日の合同行事	家族会関係行事	地域活動
4月	入園式		
5月	親子バス遠足		
6月	保護者勉強会		
7月	夕涼み会		
8月	バス遠足※放課後等デイサービス		
9月			
10月	運動会		
11月			
12月	クリスマス会		
1月	初詣		
2月	節分 保護者勉強会		
3月	卒園式		

(5) 施設整備計画

- ① 防犯カメラを設置し、利用児童、保護者、職員の安全確保に努める。
- ② 園児送迎車両におろし忘れ防止装置を設置する。

2-6 地域支援センター（指定共同生活援助事業）

指定共同生活援助事業所 グループホーム・日中支援・短期入所（空床型）

(1) 基本方針

- ① 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切且つ効果的に行うものとする。
- ② 地域との結びつきを重視し、地域の人たちと交わり、一人の住民として意識され、共生する意識を育てる。
- ③ 生活の場として地域で暮らしている1人ひとりの意思による自由な生活、個々の生き方を尊重していく（意思決定支援の充実）。特にプライバシーを守る大切さ等を支援していく。

(2) 重点目標

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

(ア) 「指定共同生活援助事業」の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助事業の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(3) 利用者支援

- (ア) サービス管理責任者を配置、支援員との連携等で、対象者が地域の中で希望する生活が営めるよう、利用者の意向・特性・その他の事情を踏まえた生活支援計画書（個別支援計画）を作成し、サービスの管理・サービス内容の評価・日中活動事業所や職場との連絡調整などを行う。
- (イ) 地域において基本的な社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において食事の提供、健康管理、入浴、排泄、相談、その他日常生活に必要な支援を行う。
- (ウ) 社会経済活動ができるよう、預り金管理及び取扱い管理要綱に従い金銭管理の支援を行う。
- (エ) 地域において充実した日常生活を営むことができるよう、余暇利用への助言・情報提供を行うと共に介護事業者との連絡調整などを行う。
- (オ) 緊急時の対応、職場・日中活動の場における問題への対応、物品管理等必要な支援を行う。

(4) 従業者の業務

① 管理者の業務

管理者は、従業者及びその他の業務管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定共同生活援助事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させる為に必要な指揮命令を行う。

② 世話人の業務

- (ア) 食事の提供（朝・夕の支援、土日・祝日の昼食含む）
- (イ) 金銭管理（食費出納簿の記入）
- (ウ) 生活全般における助言及び支援
- (エ) サービス管理責任者・生活支援員との連携
- (オ) 食事・入浴・排せつ等見守り介護

④ 夜間支援業務

- (ア) 夜勤業務（夜間4回の見回り・安否確認など）
- (イ) 夜間緊急時の対応（正看護師による24時間連絡体制の確保）
- (ウ) 施設設備の破損状況・安全管理に関する事項の報告
- (エ) 障害支援区分4以上の対象者については、さらに夜間必要な支援を提供する

④ 生活支援員の業務

- (ア) 障害支援区分3以上の対象者に配置
- (イ) 対象者に対し、生活支援計画書（個別支援計画）に基づき必要な支援を提供
- (ウ) 金銭管理（個人出納簿の記入）

⑤ サービス管理責任者の業務

- (ア) 生活支援計画書（個別支援計画）の作成及び管理
- (イ) 支援実施状況（適切な支援）の把握
- (ウ) 居宅サービス計画評価表（個別支援計画）におけるサービスの評価
- (エ) 生活支援計画書（個別支援計画）の再検討
- (オ) 権利擁護・虐待防止の取り組み
 1. 人権擁護・虐待防止委員会の開催
 2. 身体拘束適正化整備委員会の開催
 3. 権利擁護に関する研修会の実施
 4. 施設内虐待の情報収集と対策
 5. 権利侵害に関する対応

(5) 年間行事

	主な行事（担当者）	家族会関係行事	地域行事
4月		家族連絡会（4/23）	
5月	防災・避難訓練（前期）		
6月	社会見学会 食中毒予防学習会		

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

7月	健康診断	家族連絡会 (7/23)	ボラ連清掃活動
8月			
9月	防災講習会		
10月	豊徳祭 交通安全教室		
11月	感染予防学習会 インフルエンザ接種	家族連絡会 (11/26)	ボラ連清掃活動
12月	地域交流会 防災・避難訓練 (後期)		
1月			
2月			
3月		家族連絡会 (3/24)	

(6) 地域貢献

地域福祉の拠点となる活動（体験入所や教育実習等受け入れ）などを行うとともに、福岡ライフレスキュー事業に参加し生活困窮者支援や、福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会の「福祉なんでも相談所（障がい・生活困窮）」を開設する。

利用者・職員は、自治会活動や日中活動を行う中で地域の一員としての地域活動（清掃活動等）を行うとともに、古紙回収などのリサイクル活動等の社会貢献も行うよう努める。

福智町ボランティア連絡協議会清掃活動参加（7月、11月）

(7) 施設整備計画

第二次五か年計画の推進

みろく荘横敷地（駐車場）に新たに女性ホームの建設

現やはた荘（利用者7名）、第二みろく荘（利用者6名）

地域支援センター おあしす 訪問介護事業部

1. 事業の目的

- ・障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業の受託）
指定障害福祉サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害福祉サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することの目的とする。

2. 事業内容及びサービス内容

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

- ・居宅介護（身体介護・家事援助）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・移動支援事業の受託

(2) 自費支援サービス

3. 管理者及びサービス提供責任者の責務及び業務内容

(1) 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行ない、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者は、以下に掲げる業務を行う。

- ・サービスの利用の申込みに関する調整
- ・個別支援計画の作成

- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ・他機関との連携（担当者会議への出席や相談支援事業所等との連絡調整など）
- ・訪問介護員等への援助目標、援助内容に関する指示
- ・訪問介護員等の業務の実施状況の把握、管理
- ・訪問介護員等の研修、技術指導等
- ・自立支援給付費等の請求業務
- ・その他サービスの内容の管理について必要な業務

4. 訪問介護員等の管理（研修、健康管理等）

- ・ヘルパー連絡会議の開催（隔月実施、常勤スタッフ及び訪問介護員）
 - リスクマネジメント（事故防止、権利擁護・虐待防止、災害対策、）とサービスの質の向上
- ・ケース会議の実施（必要時）
 - 利用者の状態の変化に伴う支援内容の見直しと、統一したサービス提供の為の情報共有
- ・外部研修への定期的な参加
 - 情報収集し訪問介護員等へ発信
- ・ヘルパー全体会の実施（12月）
 - 研修を通してヘルパー同士の交流や情報交換、職員との懇親を行う。
- ・相談体制の整備（随時）
 - 精神的な健康維持と、快適な職場環境づくり（話しやすい環境づくり）
- ・健康診断の実施（11月）
 - 外部医療機関と連携して訪問介護員等の健康状態を把握する。
- ・ニーズに応じたサービス提供が行えるよう人員確保、管理
 - 定期的に求人を行う。（ハローワーク、求人情報誌、職業訓練校その他スクール等での情報発信）
 - 他事業所との連携、協同

5. 広報活動と他機関との連携

- ・関係機関合同研修等への積極的な参加によるネットワークの構築
- ・相談支援事業所や医療機関、その他関連事業所等へ積極的に訪問していくことにより、相談支援専門員やソーシャルワーカー等との関係を深め、利用増につなげる。
 - 定期的な訪問活動
 - 拠点地域の住民や関連機関等との関係構築

6. リスクマネジメント

リスクマネジメント委員会を設置し、サービスを提供する上で起こり得る事故や災害、安全衛生等への対策を取る等、リスクマネジメントの推進にあたりとともに、利用者及び障がい児・者の人権の擁護・虐待の防止、また、個人情報保護、法令遵守等の為に必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

7. 事業展開

地域支援センターとして「グループホームみろく」と一体的に事業展開していくことを基盤に下記の事業展開を行う。

- ・訪問介護員の更なる配置により安定したサービス提供を図る。
- ・利用者確保、利用件数増
- ・従業者の育成
 - 行動規範、倫理綱領の周知徹底により質の高いサービス提供を目指す。
 - 訪問支援中及び外出支援中の緊急時対応の体制整備（見直し）と強化を図る。
- ・運営委員会の実施（必要時）

ふれあいと憩いの場すみれ館 事業計画

豊徳会の理念

社会福祉法人豊徳会は『共に生きる』を理念に、心と心でつながったより暖かい社会の創造を目指します。

【1. 目的】

日本の公的な福祉サービスは、障がい者・高齢者・子供と言った対象ごとに、専門的なサービスを提供してきました。しかし、各制度の成熟化が進む一方で、縦割りのシステムでは解決困難な問題も出てきています。

こうしたなか、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成する必要があります。地域づくりを『他人事』ではなく、『我が事』とし、地域づくりと公的な福祉サービスを『丸ごと』つなげた総合相談支援体制の整備が不可欠です。

豊徳会は、『共に生きる』という理念を掲げており、地域との共生社会を創造する拠点として、地域にお住いの障がい児(者)、高齢者、子供たち、生活困窮者を含む住民の暮らしのサポートを法人の専門職(社会福祉士・精神保健福祉士等)の協力により、先駆的な取り組みを行うものとします。

【2. 方針】

すみれ館では、地域で暮らす障がい(身体・精神・知的等)を抱えている方には、日常生活や社会生活をサポートし、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。

地域の方々に対して、お年寄りから子供まで利用できる、憩いとふれあいの場としての活用と行事及びイベントの計画に参加・参画して頂きたいと考えています。

外国人福祉従事者の生活支援を行います。

【3. 対象者】(障がい=障がい児(者)身体・知的・発達・高次脳他)

- (1) 地域の障害者であり、通所することにより効果が認められる者
- (2) 地域において雇用・就労が困難な障がい者
- (3) その他理事長が定める障害児者
- (4) 高齢者・子ども及び生活困窮者
- (5) 地域の方・ボランティアに関心のある方
- (6) 外国人福祉従事者

【4. 事業内容】

①基礎的事業 (利用者に対し創作的活動や生産活動の機会を提供する)

- (1)創作的活動 (手芸、絵画、小物作り、紙粘土、コラージュ、料理など)
- (2)生産活動 (家電部品等組立、箱作り、袋入れ、畑作業など)
- (3)社会との交流促進 (ボランティア活動、清掃活動、季節のイベント、手話勉強会)

(4)その他 (日常生活相談及び外国人服地従事者生活支援)

②機能強化事業

法人の専門職員(精神保健福祉士等)の協力を頂き、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等相談支援事業の事業を計画する。

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを計画すること。

(関連事業)

障がい児(者)支援事業

障がい者相談支援 発達障がい者支援 児童発達支援 障がい児等療育支援 意思疎通支援
働く障がい者の交流拠点支援 日中一時支援 移動支援 手話通訳者研修 触法者支援

子ども支援事業

子ども食堂支援 子供の生活学習支援 ファミリーサポート 地域子育て支援 養育支援

高齢者支援事業

高齢者生活支援 集いの場支援 介護予防支援 認知症サポート支援

生活困窮者支援事業

生活困窮者自立相談支援 生活困窮者就労支援 生活困窮者早期支援

総合的・その他支援事業

レクリエーション活動等支援 学習会支援 ボランティア養成 農福連携 地域移行の為に安心生活支援
地域交流支援 サークル活動支援 ピアカウンセリング ピアサポート グリーフケア
その他目的に沿った事業

【5. 形態及び職員配置】

すみれ館では、法人の専門職員(社会福祉士・精神保健福祉士等)の協力を得ながら、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の為に調整、地域ボランティア育成、障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発及び雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練を実施する。

職員は2名を配置する。

【6. 利用者数等】

1日当たり利用人数が概ね15名程度(コロナの感染状況により制限する)

【7. 業務内容及び勤務時間】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1, すみれ館、利用状況確認 | 2, 利用受付(電話及びFAXでの受付) |
| 3, 行事の企画運営 | 4, 外国人福祉従事者の生活支援 |
| 5, 関係機関との連絡調整 | 6, 利用・登録者対応 |
| 7, 環境整備(掃除・除草・窓拭き等) | 8, 日常生活相談 |
| 9, その他、各職員の補助など館長の指示によるもの | |

毎週 月曜日から金曜日 8時から17時とする。

パート及び契約職員については別途定める。

祝祭日及び12月30~1月3日及び8月13・14・15日は休みとする。

【8. 年間事業予定】

定例事業

手話の勉強会 毎週金曜日 13時から14時半
習字教室 毎月第一・三木曜日 10時から11時半
駅の清掃活動 毎月 第二水曜日 10時から1時間程度

年間事業

4月 グランドゴルフ大会(春の大会)

相談事業

日常生活相談

5月	端午の節句 こいのぼり	ピアサポート
6月	料理教室	グリーンケア
7月	七夕	
9月	グランドゴルフ大会（秋の大会）	
9月	お月見会	
10月	ハイキング	
11月	バスハイク	
12月	クリスマス会	
1月	かるた取り大会	
2月	料理教室	
3月	ひな祭り	

令和5年度 事業計画
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホームあかいけ

(1)基本方針

1. 理念

優しい声掛け 笑顔で傾聴 ・ 地域の中でいきいきと暮らす ・ 思いやりの心で共に生きる

2. 目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活介護の提供を確保していく。

3. 方針

共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

(2)重点目標

- 1 新型コロナウイルス感染症を始めとする感染対策を徹底し、利用者の健康的な生活を確保していく。
- 2 身体拘束「0」を継続させると共に、権利侵害や虐待防止に真摯に取り組み利用者が安全・安心な生活の確保を図っていく。
等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護
- 3 外国人労働者の受入に対し、支援責任者および支援担当者を中心としてサポート体制を整え外国人にとっても働きやすい職場環境を構築していく。

(3)利用者支援

1. 支援内容

重点的な支援内容としては、①利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように支援する。②利用者一人一人の人格を尊重する。③漫然かつ画一的にならないよう配慮しサービスを展開していく。④利用者又はその家族に対しサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。⑤利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。⑥専門的な認知症ケアを実践し、利用者が安心して生活ができるようにしていく。

2. 緊急時等の対応と協力医療機関等

協力医療機関との連携により、健康管理や健康状態の変化に対応する。

3. 地域との連携等

コミュニティカフェ（認知症カフェ）の内容を地域包括支援センターや社会福祉協議会等関係機関と協議しながら、社会貢献、地域交流を深めていく。

4. 安全対策

①非常災害対策（防火・防災管理等）②安全衛生管理 ③安全運転管理 ④無届外出による事故防止 ⑤事故発生時の対応、等に取り組んでいく。

5. 職員の研修、健康管理

①職員が心身ともに快適な状態を維持するため、i 定期健康診断、ii 健康増進対策、iii 予防接種援助、iv

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

快適な職場環境づくり、vレクレーションの実施、vi精神的な健康維持、等を実施していく。

②職員養成として、事業所研修（専門的研修、身体拘束、虐待、権利擁護、社会的研修等）および研修会の参加、通信教育の受講等を行っていく。

6. 年間行事

月	主な行事	主な会議	コミュニティカフェの実施
4月	お花見		コミュニティカフェ
5月	地域巡り	運営推進会議	コミュニティカフェ
6月	あじさい見物		コミュニティカフェ
7月	七夕	運営推進会議	コミュニティカフェ
8月	盆踊り 納涼会		コミュニティカフェ
9月	敬老会	運営推進会議	コミュニティカフェ
10月	BBQ		コミュニティカフェ
11月	紅葉狩り	運営推進会議	コミュニティカフェ
12月	忘年会兼クリスマス会 餅つき		コミュニティカフェ
1月	初詣	運営推進会議	コミュニティカフェ
2月	節分		コミュニティカフェ
3月	ふれあいの日	運営推進会議	コミュニティカフェ

※新型コロナウイルス感染に伴い、柔軟に内容を変えて対応していく。

7. 健康管理計画

健康管理計画を着実に実施していく。

- ① 体重測定 ②インフルエンザ予防接種 ③バイタルチェック、日常の健康管理 ④生活習慣病予防と環境衛生、疾病予防等の啓蒙活動

8. 委員会活動

各委員会を適切に稼働させ間接的な支援にも大切に、きめ細かな配慮を行っていく。各委員会は次の通り。①生活委員会、②保健委員会、③給食、④行事、⑤広報、⑥防災・安全運転委員会、⑦虐待防止委員会、⑧安全運転管理

9. 短期利用認知症対応型共同生活介護事業

家庭的な環境の中、入浴、排せつ、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者がもっている能力に応じて自立した日常生活を送れるようにすること等を目的としてサービスを行っていく。

10. 外国人労働者の受け入れ

外国人労働者の職場定着を図るために、業務面はもちろん生活面においても各担当者（支援責任者および支援担当者）を配置しサポート体制を整備することで、外国人労働者が安心して勤務できる環境づくりを目指していく。

3-1 就業・生活支援センターじゃんぷ

(1) 基本方針

- ① 障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
- ② 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に係る助言を行う。
- ③ 障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習を斡旋する。

(2) 重点目標

- ① 新型コロナウイルス感染症のため、就職や企業見学が減っており、感染症の終息を見据えて、就業者数の増加を進めていきたい。
- ② 「ゆう・もあ」や「くれそん」と連携して、発達障がい者の就職の促進を図る。
- ③ 障がい福祉サービス利用から一般就労への移行促進を図る。

(3) 利用者支援

- ① 障がい者からの相談に応じ、就業やそれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
- ② 事業主に対して、障がい者の就職後も雇用管理に係る助言を行う。
- ③ 障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習を斡旋する。
- ④ ハローワーク、地域障がい者職業センター、自治体、福祉事務所等と合同セミナー・業務連絡会議・ネットワーク会議等を通じて連携を図り、障がい者の就労を支援していく。
- ⑤ 年間計画

	主な行事	行事内容	地域活動
4月	合同連絡会（ナカポツ）		
5月	在職者交流会		
6月	合同連絡会議・ナカポツ連絡会（労働局） 合同連絡会議（職業センター）		
7月	合同連絡会（ナカポツ）		
10月	筑豊地区障がい者合同面談会（障がい者雇用サポートセミナー） 在職者交流会（3センター合同）		
11月	九州・沖縄ブロック別経験交流会議（沖縄）		
12月	合同連絡会（ナカポツ） 在職者交流会		
1月			
2月	筑豊地区合同業務連絡会議及び就労セミナー		
3月	合同連絡会（ナカポツ） 在職者交流会		

※臨床心理士面談（毎月）

※田川地区障がい者自立支援協議会・事務局会議・就労支援部会（毎月）

※→香春町障がい者施策推進協議会（年1回）

3-2 福岡県発達障がい者支援センター（筑豊地域） ゆう・もあ

◎ 基本方針

- ① →自閉症等の発達障がい児（者）（以下「発達障がい児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、障がいの状況に応じたかかわり方、家庭での訓練方法についての助言・指導、普及啓発などを関係機関と連携して行う。

◎ 重点目標

- ① →発達障がいへの適切な理解の促進や地域における支援者育成を目的に、一般市民や関係機関向けの研修を実施する。
- ② →家族を含めた発達障がい児（者）の支援を目的に、発達障がいのある子どもの保護者を対象に、研修会や交流会を実施する。
- ③ →発達障がいに対する地域の支援体制整備を目的に、各地域における支援体制の実態調整を行う。

◎ 利用者支援

- ① →発達障がい児（者）及び家族に対して、助言や研修等を通して支援を行う。
- ② →就労を希望する発達障がい児（者）に対し、相談等による支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労機会の確保に努める。

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

③ →発達障がい者の特性及び対処方法のパンフレット・チラシを関係施設、機関、企業等に配布し啓発を図る。
また、関係機関・教育機関・関係者等を対象に研修会を実施する。

④ 年間計画

	主な行事	行事内容	地域活動
4月	令和5年度 福岡県発達障がい者支援センター 自閉症啓発週間イベント(研修会) 4/8	久留米シティプラザでの講演会	
5月	保護者向け研修会+交流会 広報開始 福岡県発達障がい者支援センター情報交換会(合同会議) 5/10 あおぞら 保育士・幼稚園教諭向け研修 講師依頼 会場予約		
6月	発達障がい者支援センター 全国連絡協議会・実務者研修会(鹿児島) 保護者向け研修会+交流会1-①②③ 保育士・幼稚園教諭向け研修 広報開始		
7月	保護者向け研修会+交流会1-④⑤ 香春町教育支援委員会		
8月	保育士・幼稚園教諭向け研修		
9月	保護者向け研修会+交流会2 広報開始 宮若市・小竹町・鞍手町教育相談委員会		
10月	福岡県発達障がい者支援センター情報交換会 支援者向け研修 広報開始		
11月	保護者向け研修会+交流会2-①②		
12月	保護者向け研修会+交流会2-③④ 支援者向け研修会 川崎町教育支援委員会		
1月	福岡県発達障がい者支援センター情報交換会 保護者向け研修会+交流会2-⑤		
2月	発達障がい者支援センター 九州・沖縄ブロック連絡協議会 直方特別支援学校入選(心理面接)		
3月	発達障がい者支援地域協議会 次年度の準備		

4-1 中津原太陽光発電事業

(1) 基本方針

- ① 障がい者の就労事業への貢献 ② 法人経営の安定的財源の確保 ③ CO2削減への貢献

(2) 重点目標

- ① 収益確保 ② 支出削減

(3) 利用者支援

- ① 障がい者の直接雇用を継続し就労の場の提供。
 ② ジョブサポートみろくA型と雇用契約締結し利用者に就労していただく。
 ③ 年間計画

	主な行事	家族会関係行事	地域行事
4月	定期的に除草作業を実施		
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

5 給食事業部

(1) 基本方針

- ① 安全・安心な給食の提供を心がけるとともに、喜ばれる給食を提供するため、献立検討や調理のスキルアップを図る。

(2) 事業の目的

社会福祉法人豊徳会が設置する給食事業部において、食事提供サービスの適正な運営を確保するために必要な人員を配置し、業務の円滑を図るとともに、利用者の立場に立った適切なより良い食事の提供をすることを目的とする

① 事業内容

イ) 栄養管理業務

みろく園・第二みろく園・児童発達支援センターきらり・児童発達支援センターきらり直方に管理栄養士を配置し、食事提供を希望する利用者様の状態に合わせた献立を作成する。また、みろく園・第二みろく園については栄養ケアマネジメントを実施する。

ロ) 給食提供業務

みろく園・第二みろく園・デイサポートみろく・ジョブサポートみろく・児童発達支援センターきらり・児童発達支援センターきらり直方に調理員を配置し、献立をもとに調理、適時提供を行う。また、グループホームあかいけ（高齢者）については、事業所より依頼があれば調理員を派遣し業務を行う。

ハ) 衛生管理業務

食中毒を予防するために、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って、衛生管理の徹底を図り調理業務を遂行する。食中毒が発生した場合には、マニュアルの手順に従い速やかに対応を講じる。

社会福祉法人豊徳会 令和5年度、事業計画(案)

業務従事者及び調理員への細菌検査を毎月一回実施、ノロウィルスの検査 12月～2月の期間に実施する。

二) 栄養士のいない事業所への関わりについて

- i. デイサポートみろく、ジョブサポートみろく、グループホームあかいけについては、管理栄養士が献立作成、定期巡回、食事に関するアドバイス、給食だより発行(年4回)など細やかな対応を行う。
- ii. グループホームみろくに於いては、管理栄養士が給食だより発行(年4回)や、必要に応じて世話人への研修会の開催、食事についてのアドバイスなどを行う。

② 令和5年度 年間計画

	計画内容
新人職員研修	栄養士・調理員(パート調理員含む)入職時
各種研修会への参加	年2回(厨房業務の改善やセンター建設に向けて)
グループホームみろく	世話人研修(年2回)
給食だより発行	栄養士不在事業所(年4回以上)

※ソフト食の継続提供及び実践研修

※行政等が行う研修や講習会への積極的参加